第三号の三様式（第九条関係）

（Ａ４）

住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認書

住所
氏名又は名称　　殿
（法人にあっては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第６条第２項第３号の規定により、下記のとおり、住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについて確認した。

年　　月　　日

国土交通大臣　　印

記

１　法第６条第１項の損害を受けた新築住宅の所在地

２　法第６条第１項の供託建設業者の名称

３　住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号

４　法第６条第１項の報酬返還請求権等の額